

令和 5 年度第 1 回庁議提案 審議・**報告**・その他  
 提出日：令和 5 年 4 月 1 8 日  
 担当部・課：総務部市民税課〔内線 3 0 9 1〕  
 総務部資産税課〔内線 3 1 1 2〕

① 件名
個人住民税における森林環境税の導入に伴う賦課徴収及びわがまち特例等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】        令和 5 年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 5 年 4 月 1 日に施行され、個人住民税においては、令和 6 年度から課税が開始される森林環境税の導入に伴う規定の整備、また、固定資産税においては、大規模修繕が行われたマンションに対する特例措置（わがまち特例）を新設するなどの改正がなされた。</p> <p>【目的】        関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】        地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）        地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）        地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）        離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）        石巻市市税条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号）        石巻市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 5 6 号）        石巻市市税特別措置条例（令和 3 年条例第 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 3 月 地方税法等の一部を改正する法律公布（令和 5 年 4 月 1 日施行）        石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例並びに石巻市市税特別措置条例の一部改正について専決処分（令和 5 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市市税条例関係</p> <p>(1) 個人住民税関係        森林環境税の導入に伴う規定の整備        ・令和 6 年度から個人市民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1, 0 0 0 円を市が賦課徴収する旨を規定する改正。</p> <p>(2) 軽自動車税関係        種別割のグリーン化特例の延長        ・電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置について適用期間を 3 年延長。</p> <p>(3) 固定資産税関係        わがまち特例制度における課税標準の特例（新規 1 件、延長 6 件、廃止 1 件）【別紙 1】        ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の特例の新規追加（参酌：3 分の 1）        ・適用期限が令和 5 年 3 月 3 1 日のものについて、適用期限の延長        ・認定先端整備等導入計画に従って取得した先端設備等に対する課税標準額の特例の廃止</p>

<p>2 石巻市都市計画税条例関係  わがまち特例制度における課税標準の特例（延長4件）【別紙1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限が令和5年3月31日のものについて、適用期限の延長</li> </ul> <p>3 石巻市市税特別措置条例関係  離島地域における固定資産税の課税免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税免除の対象を、離島振興計画において産業振興促進事項に記載されている地区及び事業に限定</li> </ul>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】  税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正を予定している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行年月日</p> <p>石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例並びに石巻市市税特別措置条例の一部改正の専決処分（令和5年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。</p>
<p>⑨ その他</p>